

(2024 年 6 月 25 日改訂)

イーグル工業株式会社株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款第9条に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。

②当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

第3条 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第16条第1項に定める場合は、この限りでない。

②前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。

③当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとしてみなして取り扱うことができるものとする。

④当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

⑤当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

②当会社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載

事項の変更に係る通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

③前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第3章 諸届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第6条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

②常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

③第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第8条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

②前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

②証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同証券取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第14条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

②前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで支払う。

③当社は買取代金の支払いに要した送金手数料の実費を買取代金から差引いて支払うことができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当会社の口座に振替えられるものとする。

第5章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第16条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう。)に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

②前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第17条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を越えるときは、株主総会参考資料にその概要を記載することができるものとする。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 取締役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに400字

第6章 手数料

(手数料)

第18条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

②株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

1. この規則の改廃は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によるものとする。
2. この規則の変更は、2024年6月25日より効力が発生する。
3. 本規則にて準拠する定款の条数は、当会社の株主総会の決議に基づき、定款変更の効力が発生した場合は、変更後の条数に読替えるものとする。